

三春町公共施設整備方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三春町では建設後相当程度の年数を経過し耐震上課題のある公共施設や今後遊休化が見込まれる公共施設などがあることから、将来世代に利用可能な資源を確実に引き継ぐため、公共施設の整備方針を検討する「三春町公共施設整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問により、次に掲げる事項について調査検討を行うとともに方針素案をまとめ、その結果を答申する。

- (1) 役場庁舎をはじめとした公共施設の整備に関すること。
- (2) 統合中学校の整備により廃校となる中学校の跡地利用に関すること。
- (3) その他、公共施設の整備について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、町長が委嘱する。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 区長会長 | 1名 |
| (2) 各地区まちづくり協会長 | 7名 |
| (3) 商工会長 | 1名 |
| (4) たむら農業協同組合三春管内理事 | 1名 |
| (5) 女性団体連絡協議会長 | 1名 |
| (6) 識見を有する者 | 2名以内 |
| (7) 行政 | 2名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させることができる。
- 4 会議は、原則として公開し、町民への情報提供に努めるとともに、必要に応じて町民の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町長の指定する課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。